

令 和 6 年 3 月

東京リハビリテーションセンター世田谷
障害者支援施設梅ヶ丘
令和6年度入所希望者の募集について



南 東 北 グ ル ー プ
社 会 福 祉 法 人 南 東 北 福 祉 事 業 団

1. 当施設の特色と募集の趣旨

当施設は「3年以内の地域移行を目指す」とのコンセプトのもと、世田谷区の公募に当法人グループが応募して選定され、2019年4月に開所しました。

入所期間中は、食事・入浴・排泄といった日常生活面、余暇活動などの精神生活面、集団生活への適応や地域との繋がりといった社会生活面という、それぞれの場面ごとに必要な支援を行うとともに、3年後までに本人らしく生きられる生活の場を想定して、それぞれの場面で必要となる支援の内容や量についての見極めを行っていきます。

また、令和4年度10月より応募を開始している、「自立体験ユニット」については、入所しながらこれまでの日中通所先を継続して利用することができます。日常生活面に必要な支援を行いながら、最終的な移行先の選定にあたっては、ご本人・ご家族の意向を踏まえつつ、当施設と世田谷区障害支援担当や、相談支援事業所、その他関係機関がチームとなり携わります。

今回の募集は、2024年度に入所を希望される方を募集するものです。

2. 法人概要

当法人は福島県郡山市に本拠を持つ社会福祉法人で、平成10年に設立されました。福島県内で3か所、都内で2か所の拠点で、高齢者介護施設、障害者（児）施設、またそれらの複合施設などを運営しています。都内では中野区で大規模複合施設とグループホームを運営しています。

当法人の設立母体である一般財団法人脳神経疾患研究所は、昭和56年に福島県郡山市に開設された総合南東北病院を中心に、複数の病院、診療所、高齢者介護施設を運営しています。東京リハビリテーションセンター世田谷でも、介護老人保健施設等の高齢者支援事業と回復期リハビリテーション病院を運営しています。

一般財団法人脳神経疾患研究所を中心とする南東北グループは、1都1府4県で100以上の医療・介護・福祉施設を展開しています。首都圏では中野区で総合東京病院を、川崎市麻生区で新百合ヶ丘総合病院を、千代田区大手町で東京クリニックを運営しています。

3. 募集内容

(1) **募集事業** 障害者総合支援法に規定される「施設入所支援」

※日中は、同施設内で実施される「生活介護」を利用されるか、これまでの通所先を継続されるかは、入所対象となるユニットによって異なります。

(2) 所在地 世田谷区松原六丁目 37-1

(3) 募集内容

2024年度中の入所希望者を募集します。



(4) 利用要件

以下の全てを満たすことを要件とさせていただきます。

〈生活介護（40名）〉

① 障害の種別を問わず、障害支援区分が4以上の方（50歳以上は区分3以上）

※区分3以下の方でも、入所中に同施設内で行なわれる生活介護の支援と、入所における支援を組み合わせて利用する必要がある方は、対象となる場合があります。障害者総合支援法のサービスを決定している区市町村に、事前にご相談ください。

② 入所後3年以内に地域での生活を実現するため、入所中に移行に向けた取り組みを行うことができる方

〈自立体験ユニット（10名）〉

受給者証の交付をうけており、「現在の日中通所先を継続したまま家族と離れた生活の体験、将来の地域生活に必要な支援とアセスメント」を希望する方。

4. お申し込み方法等

(1) お申込み方法等

世田谷区役所にお申込みいただきます。窓口はお住まいの地域を担当する各総合支所保健福祉課となります。

●世田谷総合支所保健福祉課 世田谷4-22-33 Tel: 5432-2865

●北沢総合支所保健福祉課	北沢 2-8-18	TEL : 6804-8727
●玉川総合支所保健福祉課	等々力 3-4-1	TEL : 3702-2092
●砧総合支所保健福祉課	成城 6-2-1	TEL : 3482-8198
●烏山総合支所保健福祉課	南烏山 6-22-14	TEL : 3326-6115

※今回募集する障害者入所施設のことも含め、施設における各事業のことについて、区にお問い合わせされる場合は、以下にお願いします。

●世田谷区障害者地域生活課 世田谷 4-21-27 TEL : 5432-2420

※申し込み時点で、障害者総合支援法のサービスの決定が世田谷区以外の区市町村である方は、障害者地域生活課も含め、上記のお近くの窓口にお申ください。（入所の決定にあたっては、申し込み時点で、世田谷区が障害者総合支援法のサービスを決定している方を優先させていただきます。）

(2) 受付期間

2024年度中、通年でお申し込みを受け付けます。

※土日・祝祭日を除く平日8時30分～17時

5. 入所決定までの流れ等

(1) 入所者決定についての考え方

入所者の決定にあたっては、以下の利用が促進されるよう検討をいたします。なお、申し込みが多数となった場合に、以下に該当する方の利用を促進するもので、該当しない方も利用要件を満たしていればお申し込み可能です。

- ①お申し込み時点で、世田谷区が障害者総合支援法のサービスを決定している方
- ②施設の利用により、地域において自立した生活が見込まれる方
- ③施設の利用により、地域において自立した生活ができる力を向上させる必要がある方

(2) 入所者決定までの基本的な流れ

区に意向調査書をご提出いただいた方は、2024年度中施設に空き室が生じた場合、空き室が生じた日の前開庁日までに、区に入所意向調査書を申込みいただいている方の中から、新規入所者を決定します。

新規入所者は、空き室となった居室のユニットや、退所となった方の性別や障害の特性等をふまえて、その都度、区と協議し決定いたします。そのため、申込みいただいた段階では、順位等はございません。

<入所決定までの流れ（イメージ）>

区へ「意向調査書」の提出



・空き室となった居室のユニットや、退所となった方の性別や障害の特性等をふまえて、
新規入所候補者が決定



新規入所候補者となった場合改めて施設より連絡



施設職員による訪問調査・体験入所（1～2週間）など



入 所 の 決 定

6. 支援の内容等

(1) 人員体制について

原則、障害者支援施設として生活介護と一体的に運営します。職員は 1.2～1.3 人の利用者に一人の職員を配置します（職員全体との比率となります）。各ユニットごとに支援員がシフト勤務で 24 時間の支援に当たります。看護職員も夜勤体制を組み、医療ケアに対応します。

(2) サービス提供方法について

サービス等利用計画に基づき、利用者を中心に、サービス管理責任者、生活支援員、リハビリ職員(作業療法士等)、看護職員、管理栄養士、地域生活相談員の協働により、個別支援計画書及び地域移行計画書を作成し支援します。作成にあたっては、利用者個々の意志、ご希望、ニーズに基づき作成し、個別性を大切にしたサービスを提供します。

施設入所支援や生活介護等を通して、家族と離れた生活の体験や共同生活の体験を提供したり、また、生活に必要な支援の内容などを包括的に見極めることで、本人が望む暮らしへの移行を支援します。

(3) 具体的な支援の内容

個別支援計画及び地域移行計画書を作成し利用者個々のニーズに合わせた支援を行います。

①日中活動

個々の利用者に合わせたプログラムを設定、選択してもらいます。また日中活動に参加することで生活リズムを整えます。

尚、自立体験ユニットに関しては、現在の通所先を継続してご利用いただけます。

②余暇活動

外出(買い物、外食など)、旅行(日帰り)、趣味などの余暇活動へも取り組んでまいります。入所利用中の余暇活動の充実はもちろんですが、地域移行後も余暇の時間を楽しめるよう、入所利用中に趣味や余暇の楽しみ方を感じることができるよう支援します。

③生活支援

生活場面を構造化(可視化)し、出来る限りご自身で行動できるような環境を整えます。またリハビリ職や看護師と連携し、個別支援計画に基づいた支援を行います。

④医療的ケア

ご本人やご家族への面談等を踏まえ、施設内の医療的ケア受け入れ体制の中で、最大限に医療的ケアの対応が必要な方も受け入れていきます。

＜医療的ケアの視点＞

ご本人が必要とされる医療的ケアの内容と頻度(一定時間ごとか、必要に応じてか)など

定期受診や処方薬の準備については、可能な限りご家族の方にお願いしています。緊急での受診が必要な場合には、支援員や看護師が救急受診に付き添いますが、手続きのためご家族の方にも協力をお願いしています。

(4) 利用者の基本的な1日の流れ（例：施設内の「生活介護」をご利用の場合）

時間	生活の流れ	内容
7:00	起床	
8:00	朝食	各ユニットにて朝食を食べます
10:00	活動開始	個々に合った活動に参加します
12:00	昼食	各ユニットにて昼食を食べます
13:30	活動開始	個々に合った活動に参加します
15:00	入浴	入浴の回数や介助方法は個々の希望や必要に応じて対応します
18:00	夕食	各ユニットで夕食を食べます
19:00	余暇	テレビを見たり居室で過ごしたり自由に過ごします
21:00	消灯	

※利用者により1日の流れは異なります。また、【(3) 具体的な支援の内容】に記載されている通り日常生活を送るうえができる限りご本人のペースで生活が送れるように生活環境を整えていきます。（食事や入浴等の生活動作、日中活動の作業への取り組み方法等）

※「自立体験ユニット」をご利用の方については、日中は外部施設への通所となります。

(5) 地域での生活に向けた取り組み（特色ある取り組み）

〈生活介護〉

入所者の方の地域移行をおおむね3年以内に実現するために、地域生活相談員を配置し、さまざまな社会資源と連携していきます。

入所中に、ご利用者様のアセスメントをとりながら、試泊や区内外の地域資源での体験を通して、ご本人が望む生活の実現を目指します。

〈自立体験ユニット〉

入所前の日中通所先を継続したまま家族と離れた生活の体験、将来の地域生活に必要な支援と定期的なアセスメントを行うことで、その後の速やかな地域移行を目指します。

①地域移行を支援する職員の配置

地域移行を支援する職員が、世田谷区の保健福祉課や相談支援事業所等と連携し、退所後の地域での生活に必要な資源(本人らしく生きられる生活や住まいの場、必要な福祉サービス等)探しの支援をします。

②定期的なカンファレンスの実施

生活支援員、地域生活相談員、看護師、リハビリ職員、栄養士が定期的にカンファレンスを実施します。また、世田谷区保健福祉課の障害支援担当や、相談支援事業所等の外部支援機関とチームとなり、連携して地域生活への移行をサポートします。

③地域移行後のフォローワーク

退所後も、必要に応じて退所先の支援者と情報共有を行ったり、当施設の短期入所をご利用いただく等、地域での生活が定着するようにサポートします。

5. 利用者負担の費用

(1) サービス利用料

個人の所得に応じて算定します。

収入が障害基礎年金のみの場合、負担額はありません。

(2) 実費負担

●食事代 朝食420円/1食 昼食530円/1食 夕食480円/1食

●光熱水費 320円/1日

●預り金管理サービス 2100円/月（任意）

(3) その他

医療費や衣類、私物等の個人にかかる費用は実費となります。

居室内や施設物品の破損などがご心配な場合は、物損保険などへの加入をおすすめいたします。

6. その他

2024年度に区へ意向調査書をご提出いただいた方で、同年度中に入所に至らなかつた方については、2025年2月下旬頃に、2025度中の入所希望の意向調査書を、区よりお送りする予定です。

7. お問い合わせ先

東京リハビリテーションセンター世田谷 障害者支援施設 梅ヶ丘

TEL 03-6379-0625 / FAX 03-6379-0428

利用のイメージ（例）

※以下はあくまでも地域移行支援型施設のイメージを掴んでいただくための例となります。

<例1>

将来的に単身生活をしてみたい。

⇒将来の単身生活に向けて、家族から離れた生活の体験や、生活リズム構築のための支援を行います。また、単身生活で必要となる支援について検討していきます。

<例2>

将来的にグループホーム等へ入居したい。

⇒グループホームへのスムーズな移行に向けて、集団生活や、ご家族以外から支援を受けるという体験ができます。また、必要となる支援についても検討していきます。

<例3>

具体的にどんな選択肢があるのか、わからない。

⇒単身生活や家庭生活、グループホームなど、今後の生活の選択肢や可能性を探ります。また、必要となる支援の内容についての見極めを行います。



《例1．例2．の具体例》

高齢の両親と同居しているが、将来の生活のことを考えると不安なAさん



【ステップ1】地域での生活を見据えた支援

- ①日中活動 Aさんが得意なことや、好きなことを見つけて、それを作業やレクリエーションなどの日中活動に参加し、生活リズムを構築する
- ②余暇活動 外出や買い物など、地域での生活を見据えた余暇活動に参加する
- ③生活支援 入所生活の中で、地域での生活に必要な日常生活動作を獲得する(食事や入浴など)

【ステップ2】地域移行に向けた取り組み

- ①生活の場 Aさんの意思を確認しながら、退所後の生活の場の検討、グループホームなどの見学を行う
- ②日中の活動先 Aさんの意思を確認しながら、生活介護などの日中活動場所を検討する

【ステップ3】地域定着のための支援

- ・(自宅に帰られた場合は) 当施設内で実施する短期入所や訪問系サービスの利用
- ・(グループホームに移行された場合は) 必要な支援内容についての情報共有
- ・(単身生活を始められた場合は) サービス提供事業者と必要な支援内容についての情報共有、当施設で実施する短期入所や訪問系サービスの利用



《例3．の具体例》

強度行動障害があり自宅で生活を続けることが困難だが、地域で暮らしたいBさん

【ステップ1】地域での生活を見据えた支援

- ①日中活動 Bさんに合った支援を計画し、意思を確認しながら、好きな作業やレクリエーションなどの日中活動に参加してもらうことで生活リズムを整える
- ②余暇活動 好きなことや得意なことを活かし、余暇の過ごし方を構築していく
- ③生活支援 入所生活の中で、地域移行に向けた生活動作やコミュニケーションツール(写真や絵カード、ジェスチャー等)を獲得する

【ステップ2】地域移行に向けた取り組み

- ①ご本人に必要な支援内容について見極め、今後利用できるサービスについて検討する
- ②生活の場 Bさんの意思を確認しながら、区内・区外・近郊地域のグループホームなどを見学する
- ③日中の活動先 Bさんの意思を確認しながら、生活介護などの日中活動場所を検討する
- ④移行先との情報共有 移行先の施設関係者とBさんの支援情報を共有する



【ステップ3】地域定着のための支援

- ・移行先との情報共有を継続する



ご利用にあたってのQ&A



Q 入所者はどのように決定されますか？

A 入所者は、世田谷区と協議のうえで、施設が決定いたします。空き室となったユニットや退所された方の性別や障害の特性を考慮し、新規入所者を決定いたします。世田谷区とは、世田谷区民の方の利用が優先され、地域生活への移行という施設の目的にあった方の優先的な利用が実現されるよう協議を行います。

Q 医療的ケアが必要な方の受け入れ枠はありますか？

A 施設では、看護職員は夜勤体制を組み、24時間医療的ケアに対応しています。医療的ケアの必要な方の受け入れにあたっては、施設が行うご本人及びご家族への面談の結果及び施設の医療的ケア受け入れ体制等をふまえ、決定されます。

Q 入所中、休日などは自宅に戻ることもできますか？

A 休日などは、ご自宅に戻ることも、施設で過ごすことも、可能です。

Q 入所中の日中活動として、同施設内の生活介護ではなく、外部の通所施設を利用するこ とはできますか？

A 入所に伴い当施設内の生活介護を利用いただき、24時間365日の継続した支援を受けていただくことになります。ただし、一部ユニット（自立体験ユニット）に限り外部通所施設の継続利用が可能です。

Q 「生活介護」の入所期間は、なぜ3年間なのですか？

A 世田谷区外にある通過型の入所施設等の利用期間を参考にしています。

Q 入所中に、施設の外部の移動支援事業を利用することはできますか？

A 移動支援事業の実施機関が世田谷区の場合は、施設入所中の利用は原則認められませんが、施設からご自宅に帰るとき、帰宅中に外出するとき、ご自宅から施設に戻るときなどは、外部の移動支援事業の利用が認められる場合がございますので、世田谷区にご相談ください。移動支援事業の実施機関が世田谷区以外の場合は、管轄する区市町村にご相談ください。

Q 申込者に順位付けはあるのですか？

A 新規入所者は、空き室が生じたユニットや退所となった方の性別や障害の特性をふまえ、その都度、申込者の方の中から、新規入所者を決定するため、申込者の方に順位付けはございません。

Q 施設の再利用はできますか？

A 退所後も同施設内で実施される短期入所などのサービスを利用していただけます。地域移行後の支援機関と情報共有を行うことで、生活の定着に向けてのフォローを行っていきたいと考えておりますが、それが難しかった場合、上手くいかなかった場合などは、その理由や施設の空室状況を勘案したうえで、退所後にふたたび利用のご希望を提出していただくことは可能です。

Q 入所中、同施設内の生活介護を利用した場合、生活が施設の中で完結してしまうことがありますか？

A 生活介護では、日中活動の中で散歩や買い物などの外出体験を行っており、生活が施設の中だけで完結しないよう取り組んでいます。また、入所にあたっては、今まで利用されている相談支援事業所を継続して利用していただいております。加えて施設内には、地域交流スペースなどをもうけ、一般の来場者の方も利用できるようになっておりますので、多くの方の目がとどく、地域に開かれた施設となっています。